

ることが望ましい。

- 一 高速自動車国道、東海道新幹線等の高速交通施設から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離を五〇〇メートル以上、相互間の距離を三〇〇メートルから五〇〇メートル程度以上とし、表示面積を五〇平方メートル以下にとどめるものとする。
 - 二 一般の道路及び鉄道等から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離及び相互間の距離を一〇〇メートル以上とし、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。
 - 三 条例ガイドライン案第六条第一項に規定する区域のうち、前二号の区域以外の区域においては、広告物の乱立を防止するため、広告物相互間の距離を一〇〇メートル以上、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。同条第二項に規定する区域においても、同程度とするものとする。
 - 四 屋上広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの三分の二の範囲内であつて、かつ、一五メートルないし、二〇メートル以下にとどめるものとする。なお、地上から広告物の頂点までの高さは、四八メートル以下にとどめるものとし、それによりがたい事由がある場合にも五一メートルをこえないものとする。
 - 五 電柱の類に直接塗装するもの又は巻き付けにする広告物については、地上一・二メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・五メートル以下とするものとする。袖付けにするものについては、歩道上に突出す場合は地上二・五メートルないし三メートル以上、車道上に突出す場合は地上四・五メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・二メートル以下、出幅〇・二メートル以下とするものとする。なお、袖付けにするものは、原則として歩道又は民地側へ向けることが望ましい。広告物の筒数は、塗装又は巻き付けにするもの一巻きと袖付けにするもの一箇以内にとどめるものとする。
- 2 第一項の許可の基準は自家広告については、一事業所当りの表示面積を、禁止区域内においては十五平方メートル以下、許可地域内の野立広告については五〇平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。

第八の二 条例ガイドライン案第十九条関係

- 1 本条は、広告物の所有者等が、第十九条の二第一項の規定による点検を適切に行うとともに、当該点検により広告物等の損傷、腐食、劣化その他の異状を把握したときには、速やかに補修、除却その他必要な措置（以下「補修等」という。）を講じること等により、広告物等の良好な状態を保持しなければならないという趣旨である。

第八の三 条例ガイドライン案第十九条の二関係

- 1 第一項の点検にあたっては、屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。
- 2 第一項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。

3 第二項の点検の結果の提出については、広告物の所有者等が、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む。）について、写真等により作成し、保存した記録を提出させることが適当である。

4 本条の広告物の所有者等が、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に該当する場合には、第二十三条、第二十四条等の規定を適用することができる。

第八の四 条例ガイドライン案第二十三条の二関係

1 公示は必ずしも除却した広告物等一件毎に必要なわけではなく、例えば広告物等の種別毎、除却場所毎などにある程度まとめて公示することは差し支えない。

2 第四号の事項としては、例えば返還場所の連絡先、写真等が考えられる。

第八の五 条例ガイドライン案第二十三条の三関係

1 第一号の規則で定める場所としては、例えば県の事務所への掲示、現場での公示、公報への掲載が考えられる。

第八の六 条例ガイドライン案第二十三条の七関係

1 規則で定める受領証の様式として別添様式一を作成したので、参考としていただきたい。

第九 条例ガイドライン案第二十六条関係

1 第二項の資格は、登録試験機関が行う試験に合格した者その他のこれと同等以上の資格とすることが望ましい。

第十 条例ガイドライン案第三十条から第三十三条の四関係

1 屋外広告業の登録制度については、都道府県、指定都市及び中核市の屋外広告業者の継続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化のための措置を講ずることが望ましい。このためには、都道府県の登録を受けた業者については、指定都市又は中核市においては当該市の登録を受けた業者とみなして業務主任者の必置等必要な規定を適用するとともに、市長が当該業者に対し営業停止命令を行うことができるように当該市の条例において以下の規定を追加することが考えられる。なお、本規定を置くにあたり、都道府県、指定都市及び中核市の間で密接に連携を行い一体的な運用を図るべきである。

（〇〇県の登録を受けた者に関する特例）

第三十三条の二の二 第三十条から第三十条の六まで、第三十条の八及び第三十三条の二条の規定は、〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三十条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、〇〇市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は〇〇市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。

4 屋外広告業者が〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けたときは、その者に係る第三十条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第一項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものが、第三十三条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、六月以内の期限を定めて〇〇市の区域内における営業の全部若しくは一部の停